

(別紙)

海技免状・小型船舶操縦免許証滅失時の本人確認書類

A 1点のみで本人の確認を行うことができるもの。

- ・ 旅券
- ・ 運転免許証
- ・ 船員手帳
- ・ 海技免状
- ・ 小型船舶操縦免許証
- ・ 写真付き住民基本台帳カード
- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書

※ 要すれば、本人の写真が印刷されているか、本人の写真添付のものであって、シールプレス加工・保護シート等により写真貼替え防止がなされている公の機関が発行する書類が該当する。

B Aによっては確認を行うことができないとき、2点をもって本人の確認を行うことができるもの。

- ・ 健康保険の被保険者証
- ・ 国民健康保険の被保険者証
- ・ 船員保険の被保険者証
- ・ 共済組合員証
- ・ 後期高齢者医療被保険者証
- ・ 介護保険の被保険者証
- ・ 国民年金手帳
- ・ 国民年金に係る年金証書
- ・ 厚生年金保険に係る年金証書
- ・ 船員保険に係る年金証書
- ・ 共済年金の証書
- ・ 印鑑登録証明書（3月以内発行のもの）及び登録印鑑